塗装施設の類型分けについて

1. 業分類での類型分けの適否について

論点:業種ごと(取扱製品ごと)に類型分けを行うべきか、否か。

類型分けの方法(案)	メリット	デメリット
案1:		
業種ごと(取扱製品	・ 各業種の状況を反映させる	・ 塗装という同一の行為を行う
ごと) に類型分けを	場合には有効	ほぼ同一の施設を区別して取
行う		り扱うこととなり合理的でない
		・ 同一の施設で多様な製品の
		塗装を行う場合があり、あらか
		じめ業種を特定することは困
		難
		・業種間の公平性を判断するこ
		とは困難
案2:		
業種ごと(取扱製品	・ 塗装という同一の行為に対	・ 各業種の状況を反映させるこ
ごと) に類型分けを	し同一の取扱いができる	とが必要な場合は困難
行わない	・現行の大気汚染防止法に	
	おいても同様の取扱いがな	
	されている(例:.ボイラー、	
	廃棄物焼却炉、ディーゼル	
	機関)	

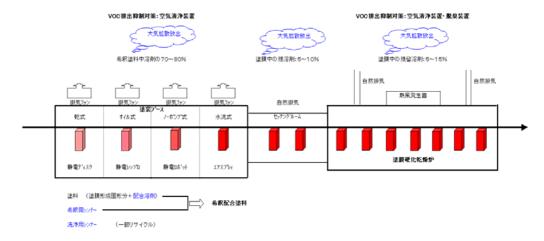
2. 施設の形態別の類型分けの方法について

論点: VOC 排出の特性の違いを踏まえ、施設の形態別の類型分けを行うことが必要と考えられるが、どのような形態別に類型分けを行うことが適切か。

施設の形態別の	製品別の事例	特徴
類型分けの例	46HU1100 - 101	1314
乾燥・	工業塗装(種々の製品)・・	・ 比較的排出濃度が高い
	,	
焼付施設	ドラム缶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	例: 数百~数千 ppm
	自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	電気機械器具・・・・・・・	
	船舶	
	窯業系サイディング	
	亜鉛めっき鋼板・・・・・・・	
	複合フローリング	
塗装施設		・比較的排出濃度が低い
		例: 100ppm
吹付塗装	工業塗装(種々の製品)・・	・比較的排ガス量が多い
	ドラム缶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 余剰ミストが発生する
	自動車・・・・・・	
	電気機械器具・・・・・・・	
	船舶	
	窯業系サイディング	
接触塗布	窯業系サイディング	・ 吹付塗装に比べて排出量が小さい
(ローラー等	亜鉛めっき鋼板・・・・・・・	
による)	複合フローリング	
浸せき塗布	自動車(電着塗装)・・・・・	・ 吹付塗装に比べて排出量が小さい
塗装及び乾燥・	(造船における鋼板錆止塗装	(乾燥工程に準じる)
焼付施設(両者	のみ該当?)	
の施設が一体で		
あるもの)		

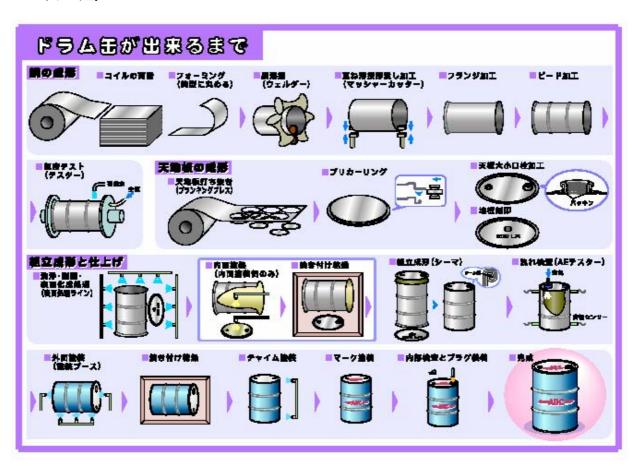
[参考]各施設の例(第2回小委員会資料より抜粋)

工業塗装(種々の製品)

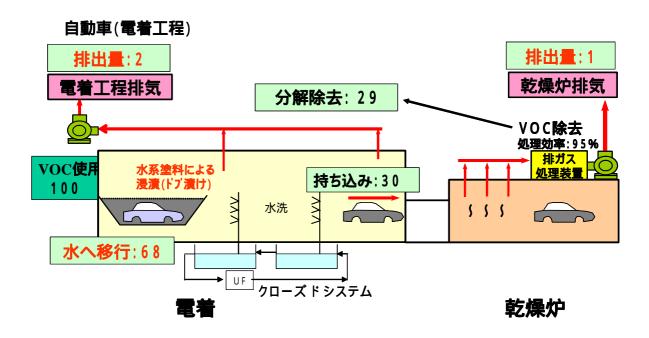


(岡田委員資料)

ドラム缶

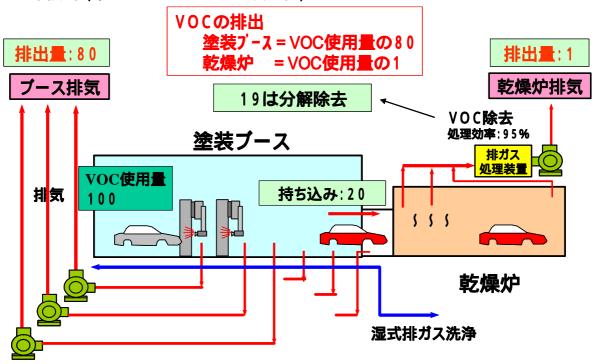


(清野委員資料)



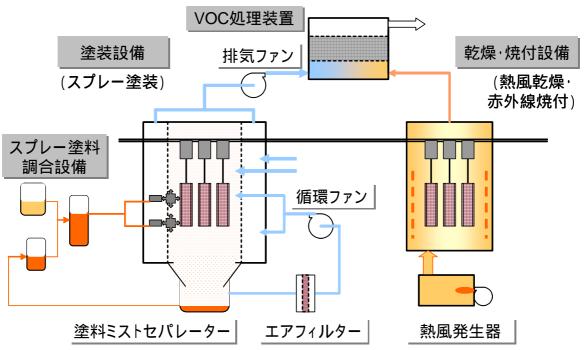
(高戸委員資料)

自動車(中塗・上塗・パンパー塗装工程)



(高戸委員資料)

電気機械器具



(谷口委員資料)

亜鉛めっき鋼板

